

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和2年9月14日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都渋谷区代々木 2-30-4

株式会社プラグ・イン

代表取締役 榎田 周人

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

弊社は企業向けソフトウェア及びASPサービスの企画開発を行っており、近年は建設業界において、主に中小の専門工事業者向けに、社内ネットワーク及びホームページの構築運用や業務システムの開発といったITを活用した業務効率化支援を展開している。

こうした事業展開の過程で弊社顧客の多くから、日常的に発生する建設工事請負契約の締結実務に関わる作業負担が非常に大きい実態を聞き及び、同契約を簡単に取り交わすことを可能にする「建設工事請負契約電子化システム・KCDS(Kensetsu-Koji Contract Digital Signed)サービス」（以下、『本サービス』と言う。）の事業化を目指している。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

建設工事請負契約を紙ベースで締結する際に発生する、文書の作成及び印刷、押印のための文書持ち回り、原本の郵送及び保管といった煩わしい手間は、本サービスの導入により解消できる。

同契約は、発生件数が多い上に、請負工事の着工前締結が義務付けられているという厳しい時間的制約もあるため、本サービスには十分な導入効果が見込まれる。

また、深刻な人手不足に悩まされている工事現場において、避けられない事務手続きの作業負担が大幅に軽減される意義は大きいものと考えられる。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

- ・本サービス提供事業者：株式会社プラグ・イン（弊社）

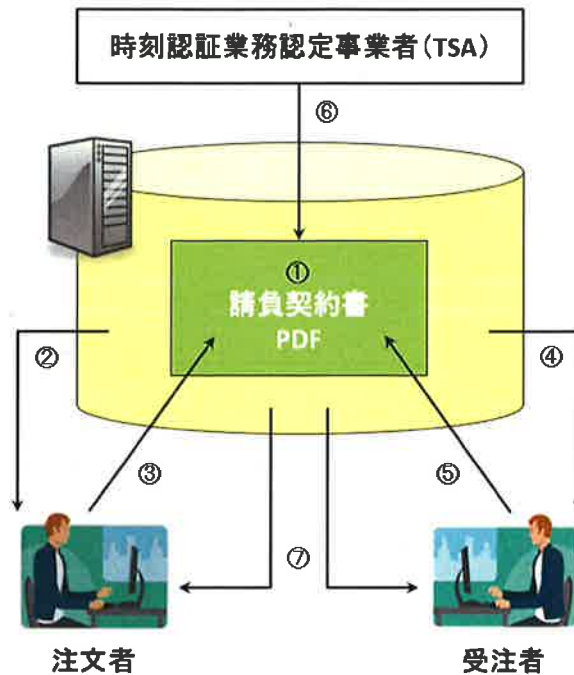
[Redacted text]

[Redacted text]

- ・本書では、[Redacted text] 請負工事を発注する本サービス利用者を『注文者』と言い、[Redacted text] 請負工事を受注する本サービス利用者を『受注者』と言う。

[Redacted text]

(2) 事業概要



① [Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 請負契約書 PDF が本サービス提供サーバー（以下、単に『サーバー』と言う。）に生成される。

- ② 注文者にアクセス用 URL を電子メールで送信する。（この電子メールは、①の請負契約書 PDF 生成後、サーバーから自動的に送信される。）
- ③ 注文者は②の URL 経由でサーバーにアクセスして請負契約書 PDF を閲覧できる。その内容に問題が無ければ、注文者は「同意」ボタンを押す。
- ④ 受注者にアクセス用 URL を電子メールで送信する。（この電子メールは、③で注文者が「同意」ボタンを押した後、サーバーから自動的に送信される。）
- ⑤ 受注者は④の URL 経由でサーバーにアクセスして請負契約書 PDF を閲覧できる。その内容に問題が無ければ、受注者は「同意」ボタンを押す。

⑥ ⑤の受注者による同意表明と同時に、時刻認証業務認定事業者の発行するタイムスタンプ取得処理が自動的に走り、請負契約書 PDF に認定タイムスタンプを付与するとともに、公開鍵暗号方式により同 PDF を暗号化したハッシュ値が生成される。

⑦ 注文者と受注者の双方に、⑥でタイムスタンプ付与済みの請負契約書 PDF 及び合意形成履歴が記載された PDF (電子契約の完了証明書として新たに生成) を電子メールで送信する。(この電子メールは、⑥のタイムスタンプ取得後、サーバーから自動的に送信される。)

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2020年10月 本サービス販売開始予定

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

建設業法

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

建設業法施行規則

(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の二 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

5. 具体的な確認事項

本サービスによる電子契約が、建設業法施行規則第十三条の二第2項に規定される技術的基準を満たしているか、ご確認頂きたい。なお、「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」には、見読性の確保及び原本性の確保について述べられており、本サービスは下記の対応により、建設業法施行規則第十三条の二第2項に規定される技術的基準の要件を満たしているものと考えている。

(1) 見読性の確保について

注文者及び受注者は、請負契約の成立後にサーバーからメール送信される PDF 形式の請負契約書を、随時閲覧・印刷することが可能である。

(2) 本人性の確保について

本サービスでは、サーバー上に生成された請負契約書 PDF に同意を示す者が注文者本人または受注者本人であることを、次の方法により確認する。

- ① 本サービス利用者が利用者本人しか使用しないものとして自己申告したメールアドレスを、あらかじめサーバーに登録しておく。
- ② ①にて登録した注文者または受注者のメールアドレス宛てに送信するアクセス用 URL は、メール送信の都度、英数字をランダムに組み合わせて生成するユニークな URL であり、その複製は事実上不可能と言える。
- ③ 注文者または受注者が②の URL を介してサーバーにアクセスする際、注文者本人または受注者本人が独自に設定したパスコードの入力を求める。

サーバー上に請負契約書 PDF が生成されてから当該契約内容に受注者が同意を示すまでの間、この請負契約書 PDF には、注文者または受注者だけが本項に上記する①②③の方法でしかアクセス出来ず、その際、注文者または受注者が行使可能な操作は「同意」ボタンを押すことのみである。 [REDACTED]

[REDACTED]

(3) 原本性の確保について

本書2.(2)事業概要に詳述した本サービスにおける電子契約の合意形成プロセス(即ち、②注文者にアクセス用 URL 送信→③注文者の同意表明→④受注者にアクセス用 URL 送信→⑤受注者の同意表明→⑥タイムスタンプ取得)は、③及び⑤において注文者及び受注者の操作が介在することを除き、ある処理の完了を契機に次の処理が自動的に走る一本道のフローとなっている。そして、請負契約書 PDF にタイムスタンプを付与するには必ずこの合意形成プロセスを経由しなければならないため、⑥タイムスタンプ(=時刻認証業務認定事業者により認証された時刻)の取得とは、それ以前に③注文者の同意表明及び⑤受注者の同意表明が確かに実行されたことの証明であり、且つ、タイムスタンプ取得時点で合意済み請負契約書 PDF が存在することの証左となる。

また、タイムスタンプ取得と同時に合意済み請負契約書 PDF を公開鍵暗号方式で暗号化したハッシュ値が生成されるため、それ以降は、同 PDF とハッシュ値を随時照合することにより同 PDF が改ざんされていないことの証明が可能となる。

以上